

水道・下水道事業の広域化について

令和6年3月

松江市上下水道局 経営課

目次



1. 水道事業の広域化について

- (1) 現状と課題
- (2) 広域化の形態
- (3) 島根県における広域化の取組
- (4) 島根県における広域化の課題
- (5) 広域化に係る国の財政支援



2. 下水道事業の広域化について

- (1) 現状と課題
- (2) 島根県における広域化の取組
- (3) 島根県における広域化の課題
- (4) 広域化に係る国の財政支援

水道事業の 広域化について



- (1) 現状と課題
- (2) 広域化の形態
- (3) 島根県における広域化の取組
- (4) 島根県における広域化の課題
- (5) 広域化に係る国の財政支援

水道事業の広域化について

(1) 現状と課題

松江市給水人口 H29:191,214人 ➡ R4:185,933人

- ・ 給水人口の減少に伴う有収水量の減少により料金収入が減少
- ・ 資材価格、労務単価、更新費用の増大
- ・ 職員や事業者の技術者不足

事業実施に必要な資金や人員の確保が困難となり、ますます厳しい経営環境に

ヒト、モノ、カネに関する課題

有効な対策手段の1つが水道事業の**広域化**
広域化の推進には、都道府県のリーダーシップが不可欠

広域化により期待される効果

- ・ 交付金活用による事業費の削減、業務の効率化、経営基盤の強化
- ・ 耐震性の向上、水道施設の再構築、
- ・ 技術継承、管理部門等の人員の削減

共通課題への対応
ノウハウ・対応力の共有
運営体制・人材の集約

人材確保や経営面・施設の効率的な運用・災害対応力の強化等でのスケールメリット

水道事業の広域化について

○広域化に向けた国の動き

☑ 水道法改正（H30）

【改正の趣旨】 人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の 水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

【改正の概要】

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

☑ 水道広域化推進プランの策定について（H31. 1. 25付）

厚生労働省・総務省より、各都道府県に対し、市町村の区域を超えた広域連携を推進するため、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう要請 →令和5年3月「島根県水道広域化推進プラン」策定

水道事業の広域化について

(2) 広域化の形態

大

広域化の
効果

小

広域連携の形態		内容	事例
組織統合を伴う	事業統合	・ 経営主体も事業も一つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、会計、料金体系、管理が一体化)	・ 香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を事業統合：平成30年4月～) ※統合後10年間経過を目途に料金統一
	経営の一体化	・ 経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理は一体化されているが、事業認可、会計、料金体系は異なる)	・ 広島県水道広域連合企業団 (広島県及び県下14市町の水道事業を企業団が運営：令和4年10月～)
組織統合を伴わない	施設の共同化	・ 水道施設の共同設置 (浄水場、水質試験センター等) ・ 緊急時連絡管の接続等	・ 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同浄水場を建設：平成24年4月～)
	管理の一体化	・ 維持管理の共同実施、共同委託 (水質検査や施設管理等) ・ 総務系事務の共同実施、共同委託等	・ 神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：平成27年4月～)

水道事業の広域化について

＜水道企業団の概要（令和5年9月1日現在）＞

項目	内容
名 称	広島県水道広域連合企業団 (Hiroshima Water Supply Authority)
構 成 団 体	竹原市、三原市、府中市、三次市、 庄原市、東広島市、廿日市市、 安芸高田市、江田島市、熊野町、 北広島町、大崎上島町、世羅町、 神石高原町、広島県（15団体）
企 業 長	湯崎 英彦(広島県知事)
議 会	19人 〔構成団体の長又は議員から選出 県:3人 東広島市・廿日市市:2人 その他の12市町:1人〕
設立年月日	令和4年11月18日
事業開始	令和5年4月1日
本部所在地	〒730-0011 広島市中区基町10番52号
常勤職員数	324人 ※統合前の職員数（323人）と同程度 〔職員は、すべて地方自治法 § 252 の 17に基づく派遣〕



出典: 広島県における水道広域化の取組について

水道事業の広域化について

○企業団設立に向けた広島県の取組のポイント

- ☑ 広島県では水道広域連携の目標(県内全域での事業統合)を明示し、市町長に説明をしたうえで、事務方と協議を実施 (島根県の場合はできることから積み上げていく方式)
- ☑ 広域化の形態として最終的には実現可能な中で最も効果のあるものとして「経営の一体化」を選択
- ☑ 用水供給事業者である広島県企業局が主導して市町の人的・経費的支援をしながらとりまとめ
- ☑ 平成30年7月豪雨災害により、首長の危機管理意識に変化 ➡広域化の目的が災害対応や人材確保に

広島市、呉市、尾道市、福山市、大竹市、海田町、安芸太田町の7市町は統合以外の連携を選択

例:「職員研修の共同実施」、「情報交換会の開催」

水道事業の広域化について

(3) 島根県における水道広域化の取組み

☑ R5. 3 島根県水道広域化推進プラン策定

広域化の推進方針

- ①浄水場の共同設置
- ②水質検査業務の共同化
- ③薬品・水道メーターの共同購入
- ④各種システムに係る広域化・共同化
- ⑤浄水場等の遠隔監視業務の共同化
- ⑥料金事務の共同化
- ⑦災害時・緊急時の連絡体制
- ⑧人材育成・技術者不足への対応
- ⑨経営統合

☑ 島根県水道広域化推進協議会

会長：島根県市町村課長、薬事衛生課長、副会長：企業局経営課長

委員：県内全市町村、斐川宍道水道企業団

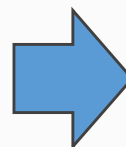
・上記推進方針ごとの部会と全体会で議論を行う

☑ 経営統合について

・方向性 「全県」での「経営の一体化」の検討をすすめる

【理由】

- ①「経営の一体化」に対する議論に集中し各種論点を絞り検討を進めるため
- ②「全県」を範囲とすることで経営の一体化のスケールメリットを最大限活用するため



松江市としては・・・

◆ 圏域毎の検討

・全県での統合が本当に最適なのか

◆ 上下一体の検討

- ・県内すべての事業体が上下一体の組織
- ・国の水道行政所管が厚労省から国交省へ移管

水道事業の広域化について

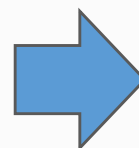
(4) 島根県における水道広域化の課題

☑ 検討組織体制

- ・議論を担当課長級で行っているため議論が進まない
(誰も判断ができない) ➡ 首長を集めた会が必要

☑ 島根県のビジョンが不明確

- ・島根県としてあるべき広域化の形が見えない
- ・財政シミュレーション未実施のため広域化のメリットが不明
- ・上下一体の議論がされていない



さらなる議論の深化が必要

(5) 広域化に係る国の財政支援

☑ 国庫補助制度

「生活基盤施設耐震化等交付金」 交付率: 1/3

【内 容】 水道事業の広域化 (**3事業体以上**の事業統合又は経営の一体化) に伴う施設整備事業

【活用事例】 連絡管の整備、集中監視設備の整備、統合浄水場等の建設、各種システム統合など

【ポイント】 **令和16年度までの時限事業**

☑ 地方財政措置

「一般会計出資債」 繰出率: 1/2

【内 容】 広域化に伴い必要となる施設等の整備事業について1/2を限度として一般会計出資の対象とし、当該出資債の元利償還金について60%を普通交付税措置

水道事業の広域化について

【参考】飯梨川水道施設管路更新耐震化事業

今津浄水場～松江市竹矢ポンプ場区間送水管φ700 L=14,242m



- ・今津浄水場から竹矢ポンプ場までの送水管約14km
- ・概算事業費 約100億円

- ➡ 広域化の交付金が使えれば1／3補助
- ➡ 受水費の抑制につながる

下水道事業の 広域化について



- (1) 現状と課題
- (2) 島根県における広域化の取組
- (3) 島根県における広域化の課題
- (4) 広域化に係る国の財政支援

下水道事業の広域化について

(1) 現状と課題

- ・人口減少に伴う有収水量の減により使用料収入が減少
- ・施設の老朽化による更新費用の増大
- ・職員や事業者の技術者不足



水道事業と課題は共通



H30. 1 国土交通省が関係3省(総務省、農林水産省、環境省)と連名で各都道府県に対して令和4年度末までに「広域化・共同化」計画の策定を要請

【広域化・共同化の例】

①ハード連携

- ・汚水処理施設の統廃合
- ・汚泥処理の共同化

②ソフト連携

- ・人材育成、各種計画業務の共同化
- ・システム連携
- ・緊急時・災害時の対応の共同化

下水道事業の広域化について

(2) 島根県における広域化の取組み

取 組	1-3. 自治体を越えた汚水処理施設の統合(出雲ブロック)	
概 要	農業集落排水施設を廃止し、流域下水道施設で集約処理	
関係施設	市町村名等	施設名等
	県	宍道湖西部浄化センター(流域)
	松江市宍道町	弘長寺地区、宍道中央地区、中來待地区(農集)
取組内容	松江市が各地区から流域下水道幹線への接続管を建設し、流域下水道へ編入	
		
取組による効果	松江市:	(定量的効果) 処理場の維持管理費・改築更新費の削減 (定性的効果) 施設管理に関わる負担軽減
	県:	(定量的効果) 施設稼働率の向上、負担金収入の増加 【波及効果】経営改善による公共サービスの向上
取組時期	短期的取組: 工事	
備 考	事業費や具体的な効果は市で検討	

島根県汚水処理事業広域化・共同化計画(別紙)

取組	2-1. 自治体を越えた汚泥処理の共同化(松江ブロック)	
概要	農業・漁業集落排水施設及び下水処理場(特環)の汚泥を流域下水道施設で集約処理	
関係施設	市町村名等	施設名等
	県	宍道湖東部浄化センター(流域)
	松江市	全ての処理場(農集、漁集、特環)
取組内容	宍道湖東部浄化センターで汚泥を集約処理	
		
取組による効果	松江市:	(定量的効果) 汚泥処理設備の維持管理費・改築更新費の削減、汚泥処理処分費の削減 (定性的効果) 施設管理に関わる負担軽減
	県:	(定量的効果) 施設稼働率の向上、汚泥の有効利用率(消化ガス回収等)の向上、負担金収入の増加 【波及効果】経営改善による公共サービスの向上
取組時期	短期的取組:	検討着手
	中期的取組:	汚泥の共同処理開始
備考	事業費や具体的な効果は市で検討	

(3) 島根県における広域化の課題

- ・経営統合等に関する議論が無い ➡ 上下一体の経営統合も議論が必要
- ・汚泥処理の共同化(ハード連携)
- ・災害時の資機材の共同管理(ソフト連携)

下水道事業の広域化について

(4) 広域化に係る国の財政支援

下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置(R元～)

趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化の推進しようとするもの。

財政措置の概要

1. 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

① 対象事業

広域化施設整備計画に基づき実施される事業であって、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のうち、終末処理場、接続管渠、ポンプ場、汚泥処理施設、し尿受入施設、遠隔監視・制御施設その他の広域化・共同化に要する施設の整備事業

※単独の市町村内の同一の下水道事業に係る広域化・共同化に要する施設の整備については、本財政措置の対象外

② 財政措置

地方負担額の100%に下水道事業債(広域化・共同化分)を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置

※平成30年度以前に発行した下水道事業債(広域化・共同化分)については、元利償還金の55%を普通交付税措置

③ 激変緩和措置

- 下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策の激変緩和措置(据置5年+激変緩和5年)

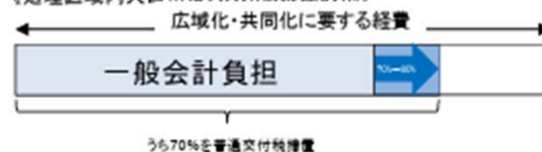
2. 都道府県の「広域化・共同化計画」の策定等の広域化・共同化の推進に要する経費について普通交付税措置(～令和4年度まで)

<財政措置のスキーム> 交付税措置率(事業費補正分)

処理区域内人口密度(人/ha)	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

※ 通常分については、上記のほか単位費用増量あり
※ 広域化分については、一般会計の負担を増額(3～7割→4～8割)し、その70%を交付税措置
※ 集落排水については、25未満と同等の措置

《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》



出典:総務省「下水道事業における広域化・共同化の推進について」